

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

兵庫県人事委員会

(公印省略)

兵人委第1329号

令和4年10月13日

兵庫県議会議長 小西隆紀様

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県人事委員会

委員長 田中基康

兵庫県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第1

報 告

1 本年の報告及び勧告にあたって

本委員会の給与等に関する報告及び勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として重要な役割を果たすものであり、社会一般の情勢を的確に把握し、職員の給与をはじめとして、適切な勤務条件を保つことを通じて県民の理解を得てきている。

職員の給与に関しては、地方公務員法に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとする均衡の原則のもとで、毎年、職員の給与水準を民間の従業員と均衡させること（民間準拠）を基本としている。

給与は、職種をはじめ、役職段階、学歴、年齢、勤務地域に応じてその水準が定まっていることから、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較するのではなく、給与決定要素を合わせて同種・同等比較することが適当である。このため、民間給与との比較は、県職員の行政職とこれに類似する事務・技術関係職種の民間企業従業員を対象としたうえで、主な給与決定要素である役職段階、学歴等を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、本県職員の人員数のウェイトを用いてラスパイレス比較を行っている。

調査対象企業規模については、民間企業従業員の給与をより広く把握し、本県職員の給与に反映させる観点から、平成18年にそれまでの100人以上から50人以上に引き下げた。これは、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることによる。

また、給与決定要素のうち役職段階については、平成30年に、前回見直しを行った平成18年以降の職員構成の変化等を検証のうえ、適切な対応関係となるよう、従来の比較方法を見直し、公民比較に反映した。検証で明らかになった職員構成に係る様々な課題については、任命権者において、職員の採用等を通じ、早期に解決に向けた取組を進める必要がある。本委員会としても、職員構成の変化等の状況を見極めながら、適宜、比較方法のあり方について検討していく。

近年の職員給与を見ると、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響による民間賃金の厳しい動向を反映し、月例給については、一昨年に引き続き据置き、特別給は2年連続の引下げとなった。また、令和4年3月に制定された「県政改革の推進

に関する条例」及び「兵庫県県政改革方針」に基づき、管理職手当の一律12%減額措置が引き続き実施されている。

本年の報告及び勧告にあたっては、以上のような職員の給与を取り巻く諸情勢を踏まえつつ、地方公務員法の規定に基づき、職員及び民間企業従業員の給与の実態を調査し、国家公務員や他の都道府県職員の給与の状況を考慮して、様々な角度から総合的に検討を行った。

2 職員の給与等

本委員会の給与勧告の対象とされている職員の数は、42,261人（市町立学校県費負担教職員17,240人を含む。）となっている。また、調査対象外として、技能労務職員、企業職員及び病院事業職員があり、その職員数は6,956人となっている。

本年実施した「職員給与実態調査（令和4年）」による職員の給与等の状況（令和4年4月現在）は、次のとおりとなっている。

(1) 平均給与月額

本委員会の給与勧告の対象とされている職員にかかる平均給与月額は、「兵庫県県政改革方針」に基づく管理職手当の減額措置を受け、給料350,509円、扶養手当10,174円、地域手当27,150円、その他手当30,853円、計418,686円となっている。

そのうち、行政職（行政職給料表適用者をいう。以下同じ。）についてみると、給料327,341円、扶養手当8,743円、地域手当27,028円、その他手当33,490円、計396,602円となっている。

(2) 職員数及び職員構成

職員は、総数42,261人、平均年齢40.8歳、平均経験年数18.3年となっている。男女別構成比は、男性63.1%、女性36.9%、学歴別構成は、大学卒80.4%、短大卒4.4%、高校卒15.2%、中学卒0.0%、年齢別構成は、19歳以下0.5%、20歳台18.6%、30歳台27.9%、40歳台26.3%、50歳台26.7%、60歳以上0.0%となっている。

なお、行政職についてみると、職員数7,290人、平均年齢42.3歳、平均経験年数20.5年となっている。（参考資料 第1 職員給与関係資料 参照）

3 民間の給与等

職員と民間企業従業員の給与の精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所1,980のうちから、層化無作為抽出法によって抽出された453の事業所を対象に、人事院及び神戸市人事委員会等と共同で「職種別民間給与実態調査（令和4年）」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者54職種、約17,500人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。なお、本年も新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

また、各民間事業所における初任給の状況及び給与改定の状況等についても、引き続き調査した。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った民間事業所は、大学卒で47.8%（昨年45.0%）、高校卒で29.4%（同28.9%）と、ともに昨年に比べ増加している。そのうち、初任給について、増額を行った事業所の割合は、大学卒では25.0%（昨年15.4%）、高校卒では25.7%（同16.4%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒では74.1%（同83.4%）、高校卒では73.3%（同83.6%）となっている。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で210,213円、高校卒で173,474円となっており、昨年に比べ増額となっている。

（参考資料 第2 民間給与関係資料 参照）

(2) 給与改定の状況

民間事業所の給与改定の状況は、表1に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.0%（昨年22.5%）と増加し、ベースアップを中止した事業所は8.4%（同14.3%）、ベースダウンを実施した事業所は0.2%（同0.8%）と減少している。なお、ベースアップの慣行のない事業所の割合は59.4%（同62.4%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係 員	32.0	8.4	0.2	59.4
課 長 級	27.1	7.4	0.2	65.2

（注）ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

定期昇給の実施状況は、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は84.5%（同83.2%）となっている。昇給額については、昨年に比べ増加の事業所の割合は29.0%（同17.5%）と増加し、減少の事業所の割合は3.1%（同10.8%）、変化なしの事業所の割合は52.5%（同54.9%）と減少している。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 なし	
			増加	減少	変化なし			
係員		86.5	84.5	29.0	3.1	52.5	2.0	13.5
課長級		78.9	76.6	24.3	2.6	49.7	2.3	21.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 最近の賃金・雇用情勢等

(1) 民間賃金指標の動向

兵庫県企画部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」（事業所規模30人以上）による本年4月の兵庫県における民間事業所の所定内給与は、昨年並みとなっている。また、所定外給与は4.9%減少しており、これらを合わせた「きまって支給する給与」は0.4%減少している。

なお、パートタイム労働者を除く一般労働者では、所定内給与は0.3%減少している。
(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(2) 消費者物価指数

総務省の「小売物価統計調査」によると、本年4月の神戸市の消費者物価指数は、昨年4月に比べ2.1%増加している。

(参考資料 第4 労働経済関係資料 参照)

(3) 標準生計費

総務省の「家計調査」を基礎として、本委員会が人事院の定める方法により算定した神戸市における本年4月の標準生計費は、2人世帯241,720円、3人世帯251,040円、4人世帯260,350円となっている。

(参考資料 第3 生計費関係資料 参照)

(4) 雇用情勢

総務省の「労働力調査」による本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準を0.3ポイント下回り、2.5%（季節調整値）となっている。

また、厚生労働省の調査による本年4月の兵庫県における有効求人倍率は、昨年4月に比べ0.04ポイント上昇し、0.97倍（季節調整値）となっている。

（参考資料 第4 労働経済関係資料 参照）

5 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いて、職員にあっては行政職、民間企業従業員にあっては行政職に類似する事務・技術関係の職種の者について、役職段階、学歴等が同等であると認められる者同士の給与を対比させ、民間企業従業員の人員構成を本県職員の人員構成に置き換え、役職段階、学歴等ごとに給与を加重平均するラスパイレス方式による比較を行った。

この結果、表3に示すとおり、一人当たり平均して、職員給与は民間従業員給与を2,309円（0.60%）下回っている。この較差は、「兵庫県県政改革方針」に基づく管理職手当の減額措置が講じられていることによるものであり、この措置の影響分を除くと、職員給与は民間従業員給与を959円（0.25%）下回っている。

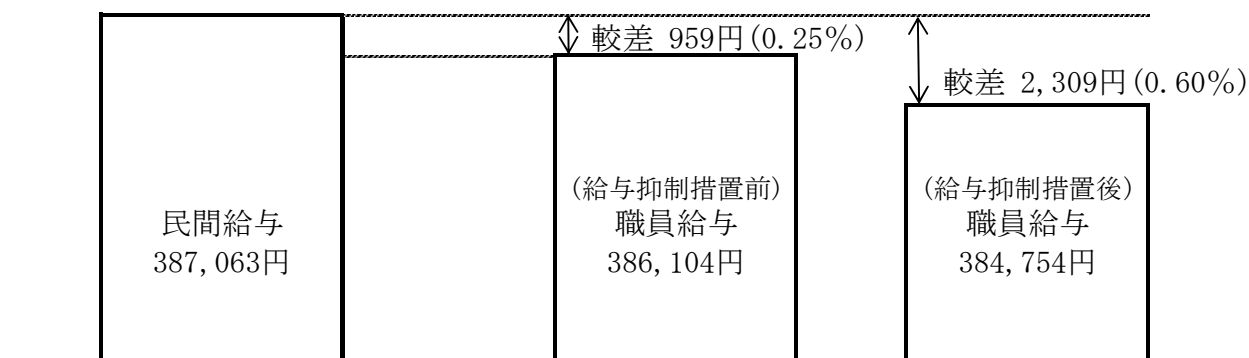
表3 給与較差（行政職関係）

民間従業員の給与 (A)	387,063円
県職員の給与 (B)	386,104円 [384,754円]
較 差 (A)-(B)	959円 (0.25%) [2,309円 (0.60%)]

(注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 []内は兵庫県県政改革方針に基づく給与抑制措置後の額。

[参考]



(2) 特別給（賞与等）

前記の「職種別民間給与実態調査」により民間企業従業員の特別給（賞与等）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の「職種別民間給与実態調査」で、昨年8月から本年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給について調査した結果は、表4に示すとおり、平均所定内給与月額の4.42月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数（4.30月）は民間企業従業員の特別給を下回っている。

表4 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
	下 半 期 (A ₁)	上 半 期 (A ₂)		
平均所定内給与 月 額	下 半 期 (A ₁)	上 半 期 (A ₂)	376,552円	287,479円
			377,861円	288,332円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)		820,565円	501,381円
	上 半 期 (B ₂)		850,550円	531,716円
特別給の 支 給 割 合	下 半 期 (B ₁ /A ₁)		2.18月分	1.74月分
	上 半 期 (B ₂ /A ₂)		2.25月分	1.84月分
	計		4.43月分	3.59月分
年 間 の 平 均			4.42月分	

(注) 1 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を県職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

6 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省による地方公務員給与実態調査によると、本県の一般行政職における給料月額について、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給月額を100として計算したラスパイレズ指数は、令和3年4月1日現在で99.8となっている。

7 人事院の給与等に関する報告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告を行うとともに、公務員人事管理について報告した。

その概要は別表のとおりである。

8 職員の給与の改定等

(1) 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間企業従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「兵庫県県政改革方針」に基づく管理職手当の減額措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

(2) 月例給（給料表等）

前記のとおり、本県において「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果を用いてラスパイレス方式により職員給与と民間従業員給与を比較した結果、「兵庫県県政改革方針」に基づく管理職手当の減額措置の影響分を除いた公民較差は959円（0.25%）と職員の月例給が民間給与を下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

人事院は、行政職俸給表（一）について、平均0.3%の引上げ勧告を行った。その際、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給について3,000円、一般職試験（高卒者）に係る初任給について4,000円、それぞれ引き上げることとした。また、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号俸に重点を置き、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定を行うこととした。

また、行政職俸給表（一）以外の俸給表についても、行政職俸給表（一）との均衡を基本に引上げ勧告をした。

本県の給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定を行う必要がある。

また、高等学校教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表については、全国人事委員会連合会が作成した「令和4年度教員給与に関する参考モデル給料表」の改定内容を参考に改定を行う必要がある。

(3) 特別給（賞与等）

期末手当及び勤勉手当については、民間企業における支給状況並びに国及び他の都道府県の状況を考慮して改定を行う必要がある。

また、再任用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に改定を行う必要がある。

(4) 定年の引上げに関する対応

令和3年6月に国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員について、国家公務員と同様に令和5年度から定年を段階的に65歳に引き上げるとともに、60歳を超える職員を管理監督職以外に異動させる役職定年制及び60歳を超え定年前に退職した職員を短時間勤務の職として採用する定年前再任用短時間勤務制を導入することとされた。

本県においても、均衡の原則を基本に、定年の段階的引上げ、役職定年制、定年前再任用短時間制及び当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準とする措置の導入等のための関係条例案が県議会に提案され、本年10月に成立した。

本委員会としても、制度が円滑に導入されるよう、人事委員会規則の整備等について適切に対応していく。

(5) 公務を取り巻く情勢と給与をめぐる課題

人事院は、本年の報告において、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、人材の確保や勤務環境の整備など様々な取組を進める中で、給与面においても、人材の確保等の観点から踏まえた給与水準、65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ、キャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映、地域手当をはじめ諸手当に関する社会や公務の変化に応じた見直しなど、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組を進め、令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講じることを目指すとしている。

本委員会としても、今後の人事院の検討の動向を注視しつつ、必要な検討を行っていく。

9 人事行政における諸課題

(1) 人材の確保及び育成

ア 職員採用の強化

(ア) 採用試験制度の見直し

新型コロナウイルス感染症をはじめ、国際情勢の変化、人口減少や温暖化など、直面する様々な課題に対し、かつての成功モデルを踏襲するだけでは解決策を導き出すことが難しくなっている。

そのような中でも、のびやかな試行錯誤の中から新しい挑戦が次々と沸き起こる「躍動する兵庫」を実現し、新しい未来を創造するためには、失敗を恐れず、自ら考え、柔軟な発想を持って挑戦しつづける姿勢が求められる。

こうした要請に応えるため、人物重視の採用試験により、多様で意欲的な人材の確保に努めてきたが、コロナ禍でも民間企業の採用意欲は依然として高く、公務員の志望割合が低下傾向にあることも重なって本県職員採用試験の受験者は減少を続けており、特に技術系職種では、採用予定人員を確保しにくい職種も生じている。

このため、受験者の増加及び負担軽減に向け、令和4年度には、6月実施の定期の採用試験（行政A（大卒程度）、資格免許職）に加え、早期に最終合格を発表する特別枠採用試験も新たに実施した。併せて定期の採用試験でも、技術系職種について国家一般職に先駆けて最終合格発表の早期化（8月上旬）を行い、いずれの試験においても一部の職種について年齢制限（59歳）を大幅に緩和した。

今後も、試験の実施状況や受験者の動向等を踏まえながら、採用試験制度の不断の見直しを進めていく。

また、職員構成の課題である中堅層の確保のため、民間人材等の積極的活用が求められている中で、採用にあたり、民間経験等を十分に考慮する必要がある。

ますます複雑・多様化する行政課題にも的確に対応するため、経験者採用や任期付採用の活用などにより、民間人材の確保に取り組む。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応など緊急的な課題にも適切に対応していく。

採用が困難な職種については、国及び他の地方公共団体の状況等を考慮しつつ、受験しやすい試験方式の導入や処遇の改善などについても引き続き検討する必要がある。

(イ) 県政の魅力と採用情報の発信

多くの意欲ある受験者を確保するためには、民間志望者も含めた幅広い対象者に対し、県が求める人物像や、五国からなる広大な県域をフィールドに「地域の課題を解決し、県民の幸せを実現する」という県職員の魅力とやりがい、知事のトップセールスと併せてしっかりと伝えていく必要がある。

このため、各大学と連携した3～4年生対象の説明会や1～2年生対象

のキャリア講座、インターンシップなど、受験者層に応じた啓発活動をオンライン方式も活用しながら実施する。若手職員の生の声や職場の雰囲気に触れる機会をできる限り確保するとともに、動画コンテンツや SNS による発信を充実するなど、スマホ世代を意識した取組を強化する。

今後、経験者採用の増加が見込まれ、本県への UJI ターンの促進を図る観点からも、県外での積極的な広報活動を展開する。

技術系職種についても、大学訪問、現場説明会の開催等、職種ごとの対策を講じる。合格後の辞退を防止するため、採用前説明会や個別相談の実施、県政情報の配信など、採用までの間の定期的なコンタクトの強化を図る。

(ウ) 障害者の採用

障害者の採用については、一部の任命権者において法定雇用率を下回る状況にある。

障害者を対象とする職員採用選考試験において、身体障害者だけでなく知的・精神障害者にも広げてきたが(R 元～)、事務系職種のみならず技術系職種での採用や年齢制限の大幅緩和(59 歳)など、活躍の範囲が広がるよう試験制度の見直しを図る。

また、障害者活躍推進計画に基づき、障害者が能力を発揮できる具体的な職域、職種、業務等を把握して用意するとともに、障害の特性に配慮した必要な措置を講じ、様々な採用方法により障害者雇用の拡大に取り組む必要がある。

加えて、採用後も障害者の活躍を推進するための人事管理と職場環境の整備が求められる。

イ 中長期視点に立った人材の育成

県政課題の複雑・多様化により、職員をめぐる環境が大きく変化する中においても、県民の要請に的確に対応できる持続可能な組織を構築していくことが求められる。このため、職員一人ひとりが個性と能力を最大限発揮でき、組織力の向上につながるよう、管理監督職が組織目的と業務目標を明確に示し、職員全体でこれを共有し、一体となって遂行していくマネジメント能力を向上させることが極めて重要である。

また、職員の能力や適性、経験に応じた OJT 及び Off - JT の効果的な実践や、職員自身による主体的な学習の促進等、人が育つ職場風土づくりにも十分意を用いながら、新たな時代の県政を担う人材を育成する必要がある。

これらの人材確保及び育成は、10～20年後の職員配置の動向を見据えながら、中長期的な視点に立って、人事管理全般を通じて総合的に推進すべきものであり、人材育成担当部門や管理監督職はもとより、職員一人ひとりが本県における人材育成の基本的な考え方を共有することが重要である。

このため、人材育成の基本理念や目指すべき職員像、採用から退職までの人事配置と登用、研修や能力開発、人事管理・人事評価等、今後の重点取組や施策を取りまとめた新たな「人材育成基本方針」を策定し、「躍動する兵庫」を担う人材の育成を計画的・戦略的に進めていく必要がある。

キャリア形成という点においても、管理監督職との面談や研修を通じて、職員のさらなる意欲・能力の向上やキャリアプランの主体的・自律的な構築を支援・推進していくことが求められる。

ウ 女性の活躍推進

本県では、男女共同参画を推進するため、特定事業主行動計画にも位置づけられている「第7次男女共同参画兵庫県率先行動計画ーひょうごアクション8ー」（令和3～7年度）を策定し、女性職員の採用に関する目標のほか、本庁管理監督職への登用目標を設定するなど、女性の職業生活における活躍を推進するための取組が進められている。

第7次計画では、女性の採用及び管理職登用をより一層推進するため、採用者に占める女性の割合を45%、本庁課長級の女性割合を20%とするなど、更に高い数値目標を設定している。

令和4年4月の採用者に占める女性の割合は49.3%、本庁課長職の職に占める女性の割合は19.0%となるなど、目標を着実に達成しつつある。

引き続き、女性職員の採用については、女性向けガイダンスの充実、女性にとっての仕事の面白さや働きやすさの積極的な広報等により、女性受験者の確保に努める。また、女性職員の登用については、一般職員の段階から様々な職務経験ができるよう、女性職員の職域拡大等のキャリア支援、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有等、具体的取組を進める必要がある。

県教育委員会及び警察本部においても、それぞれの特定事業主行動計画で、公立学校及び事務局における管理職の女性割合を22.0%、女性警察官の割合を12.0%とするなど、これまでより高い数値目標を掲げており、その達成に向け、引き続き女性職員の能力発揮や活躍を支える仕組みづくり等に取り組む必要がある。

あわせて、管理職や男性職員をはじめ、職場全体の意識を変えていくことが重要である。職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、生き生きと働けるインクルーシブな職場を目指すとともに、さらなる女性職員の活躍支援制度周知、男性職員の家事・育児への参画促進など、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成に引き続き取り組む必要がある。

(2) 能力と実績に基づく人事管理

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行する中において、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等により適切に反映するとともに、職員の意欲・能力向上や人材育成に活用することが重要である。

このため、国における令和4年10月の人事評価制度の改正にも留意しながら、管理職のマネジメント力向上、職員の貢献意欲向上にもつながる人材育成機能の充実等を図り、能力と実績に基づく人事管理に努める必要がある。

また、テレワークの推進等に伴い、職員の多様な働き方の変化により職員同士が直接接する機会が少ない状況もあることから、管理監督職においては、テレビ会議システム等も活用しつつ、職員との間の積極的なコミュニケーションや認識共有を図るなど、公正な人事評価の実施等に十分留意し、評価結果を踏まえた適切な指導・助言を行うことが一層求められる。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

(ア) 超過勤務の縮減

長時間にわたる超過勤務は、職員の心身の健康や公務能率のみならず、家庭生活にも大きな影響を及ぼすものであり、知事部局、教育委員会、警察本部を問わず、仕事と生活の両立を図る観点から、職場環境の整備を図る必要がある。

令和3年度の知事部局等の災害対応等を除いた職員1人当たり1月平均の超過勤務時間は10.2時間で、令和2年度と比較して6.6%減少している。しかし、上限時間(年360時間)を超えて超過勤務を行った職員は前年度から減少しているものの353人に上っている。超過勤務が多い職場においては、引き続き、要因分析を十分に行い、業務の縮減や平準化、仕事の進め方の見直しなどに取り組む必要がある。職員一人ひとりの意識改革はもとより、

県庁組織全体として、ICTの活用等による業務改革、政策形成プロセスの効率化や適正な職員配置を更に進めていくことが重要である。

一方、令和3年度に災害対応等を含み月100時間以上超過勤務を行った職員は延べ283人と前年度より倍増しており、年720時間を超えた職員は39人に上っている。

とりわけ健康福祉事務所では、月80時間を超えた職員数が延べ660人に上るなど、依然として特定職員に業務が集中している状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策などを事由とするものであっても、過度な超過勤務は健康障害防止の観点から縮減を図っていくべきである。

こうした状況を踏まえ、令和3年度中には保健所業務支援室の新設や健康福祉事務所職員の増員を実施するなど、応援体制の強化に取り組んでいるが、引き続き特定の所属や職員に業務が集中しないよう、業務執行方法の見直し等を図るとともに、産業医による面接指導、ストレスチェック等により、健康障害防止に万全を期す必要がある。

(イ) 教職員の多忙化対策

学校現場は、通常の授業以外にも、部活動、生徒指導、保護者対応、地域との連携等、多岐にわたる業務を担っており、さらにICTへの対応などの負担から、長時間勤務が常態化している。仕事と生活の両立だけでなく、人材確保の観点からも勤務時間の適正化が重要かつ喫緊の課題である。

県教育委員会においては、平成29年4月に、「教職員の勤務時間適正化推進プラン」を策定し、定時退勤日等の完全実施、校内会議・校内研修・学校行事等の見直し、部活動の負担軽減、校務・業務の効率化・情報化等を推進してきた。また、令和2年度には、本県の取組方針として「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針」が制定され、時間外在校等時間の上限時間が定められるとともに、元気でやりがいを感じられる働きがいのある学校づくりに向けた取組項目が示された。

県立学校における令和3年度の教員1人あたりの時間外在校等時間は月平均で28時間51分であり、前年度より約50分減少したが、長時間労働は依然として解消していない。このような状況を踏まえ、県教育委員会は、業務支援員配置事業、ICTの活用、部活動指導員配置事業、スクール・サポート・スタッフの配置、中学校部活動の地域移行事業等により、全校種におけ

る教職員の業務量の適正管理に向けた取組を強力に推進していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症への対応も依然として求められていることから、教職員の負担軽減を図るため、学校現場を支援する取組を引き続き進める必要がある。加えて、教員未配置問題も教職員の多忙化の一因となっていることから、不足解消に向けた人材確保を含め対策強化が不可欠である。

勤務時間の適正化を図るためには、まず、各学校において教職員の勤務時間を正確に把握し、業務量の適切な管理を行う必要があるところ、県立学校では令和4年度から新たにサービスシステムが導入された。教育委員会や校長は、サービスシステムの適切な運用等により勤務時間を客観的に把握し、引き続き在校等時間の適正な管理等を徹底する必要がある。

また、県立学校における医師による面接指導の実施率は24.1%に止まっている。教育長通知「県民の信頼確保と厳正な規律の保持について」でも新たに言及されたところであるが、健康状況の適切な把握のため、オンライン面接の活用も含め、これまで以上に徹底を図ることが必要である。

学校現場の環境が一層改善され、教職員が児童生徒とゆとりを持って向き合う時間が確保されることが、兵庫の教育をより充実させるとの観点から、県教育委員会が各市町教育委員会とも連携し、総業務量の縮減や削減につながる業務の見直しなど勤務時間の適正化に向けた実効性の上がる取組を強力に推進することが重要である。本委員会としても、対応を注視するとともに、必要に応じて、更に詳細な実態調査や教職員の多忙化対策について県教育委員会との意見交換を進める。

(ウ) 休暇の取得促進

年次休暇の取得促進については、事務業務の簡素化、年間を通じた計画的な休暇取得、休日と組み合わせた連続休暇の取得等に引き続き取り組む必要がある。

知事部局では、令和3年の年次休暇取得日数が5日未満の職員が増加しており、教育委員会や警察本部でも依然として多数に上っている。年次休暇を5日以上取得させることを義務づけた労働基準法の改正趣旨を踏まえ、取得が低調な職員に対する働きかけの強化が必要である。

イ 仕事と生活の両立支援

有為な人材を確保し、職員一人ひとりの能力を十分に活用するためには、仕

事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要である。また、男女ともに育児・介護等により時間の制約がある中でも、職員が能力を発揮し、公務に貢献できるよう、柔軟で多様な働き方の実現を図る必要がある。

本県においては、育児・介護のための休暇・休業制度の充実や弾力的な勤務時間制度の整備が行われており、本年は、不妊治療のための休暇の新設や育児参加のための休暇の対象期間の拡大、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置が講じられている。

男性職員の育児参加支援制度については、「第7次ひょうごアクション8」で男性の育児休業の取得率を令和7年度までに30%とすることを目標としており、令和3年度では24.6%となっている。

知事部局においては、取得目標の達成年度を令和7年度末から令和4年度末に前倒しするとともに、配偶者が出産予定のすべての男性職員に1か月以上の育児休業等の取得を勧奨し、「男性職員の子育てプラン」を作成する取組や、男性の育児休業取得経験者が相談に応じる「育児休業メンター制度」を導入するなど積極的な取組を行っており、取得率は着実に増加している。教育委員会や警察においても、それぞれ取組が進められているものの、取得率の状況を踏まえ、一層の取組が求められる。

男性職員の育児参加は、本人のワーク・ライフ・バランス向上のみならず女性の活躍促進に寄与するものである。教育委員会や警察本部も含め、育児休業等の制度が十分に活用され、男女ともに、不妊治療をはじめ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立が図られるよう、更なる制度拡充や取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要がある。

また、令和4年度から原則として全職員に対象を拡大したフレックスタイム制については、職員一人ひとりの様々な事情に応じた柔軟で多様な働き方に資するものであり、今後の働き方改革の進展に合わせて、より利用しやすいよう、適宜、制度面・運用面の見直しを検討する必要がある。

在宅勤務制度については、利用促進を図るとともに、民間企業において従業員の経済的な負担軽減の措置を講じる企業が増えつつある状況を踏まえ、引き続き民間企業の状況を把握するとともに、国や他の都道府県の動向も注視しつつ検討を行っていく。

ウ 職員の健康管理

採用から退職まで職員が健康で働き続けられることは、本人や家族にとってかけがえのないことであり、効率的かつ質の高い行政サービスを提供する観点

からも重要である。

生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・早期治療につなげるよう、定期健康診断項目の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立ができるよう、休暇制度の充実や取得促進、相談体制の充実に取り組む必要がある。

また、健康問題により長期病休を取得している者は依然として多く、令和3年度は精神疾患による療養者が長期病休者全体の46.1%となっており、特に知事部局では職員に占める割合は7割を超えて高止まりしている。

心の健康対策については、①気づき支援と早期対応、②相談しやすい体制づくり、③療養中・復帰後のフォロー強化の3つの柱のもと、各任命権者が所属の管理監督職と密接に連携し、個別事例にきめ細かく対応することが重要である。厚生労働省指針に基づく心の健康づくり計画を策定し、実施状況等を適切に評価して、メンタルヘルスケアの一層の充実を図ることが求められる。

管理監督職においては、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握する必要がある。また、定期健康診断やストレスチェックの受診結果、職員健康相談や教職員メンタルヘルス相談、ならし出勤制度を積極的に活用して職員の心身不調の早期発見や早期回復を支援するとともに、ストレスチェックの集団分析結果も参考に、職員がいきいきと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組むことが求められる。また、気持ちの良い職場環境として、受動喫煙防止などの視点も必要である。

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月改定）でも、地方公務員については、長時間勤務の削減と健康障害防止、勤務間インターバルの確保、メンタルヘルス対策、ハラスメント防止等に取り組むとともに、大綱が設定した数値目標の趣旨を踏まえた取組の推進が求められている。

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、職員の長時間勤務や精神的な負担（職責や在宅勤務に伴う孤独感等）に加え、感染リスクも高まり、労働環境の悪化が懸念される。引き続き職場における感染防止対策を徹底するとともに、職員の健康状態の変化やメンタルヘルスへの影響などの把握に万全を期す必要がある。

エ ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、職場の効率的な運営にも支障をもたらす。

各任命権者はハラスメント防止指針を定め、研修等を通じた指針内容の周知、

相談対応などを実施しており、本委員会も苦情相談を実施し、必要に応じて助言、指導、あっせん等の措置を行ってきた。しかし、依然としてハラスメントによる相談事案や懲戒処分事案が発生しているため、所属長等が職場でハラスメントが行われていないか十分に注視し、職員から相談しやすい環境整備を更に進めるなど、一層徹底した取組が必要である。

また、性的指向や性自認(SOGI)を理由とする偏見や差別についても、職員の意識向上のための研修や働きやすい職場環境整備等、ハード・ソフト両面にわたる取組を行う必要がある。

(4) 高齢期の雇用

本格的な少子高齢化社会を迎え、若年労働人口の減少が続く中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を有効に活用できる環境を整備する必要がある。

令和5年度から定年が段階的に引き上げられ、あわせて、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制が導入されるとともに、当分の間、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準とする措置などが講じられる。

定年の引上げは、採用から退職までの人事管理全般に影響を与えるものであり、また、定年は人生設計に大きな影響を及ぼすことから、高齢層職員の活躍を促し、知識や経験を活用するために、その役割を明確化し、職員が意欲的に働き続けられるよう、60歳以降の任用や給与について、丁寧な情報提供を行うとともに、定年まで働き続けられる職場環境の整備に取り組むことが重要である。役職定年制に伴い非管理職に異動する職員の人事配置については、能力や適性、本人の希望を踏まえ、丁寧に進めていく必要がある。また、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある業務については、職務内容や人事管理のあり方等に工夫が求められる。

なお、現行の再任用制度も定年引上げの制度完成時まで対象職員を縮小しつつ存続するが、本県においては、必ずしも全ての職員が希望どおりの勤務形態で再任用されていない。各任命権者においては、厳格な定数管理や法令による配置基準等の制約がある中でも、職員の希望にも配慮した勤務形態による任用や配置等に取り組む必要がある。

また、教育職の再任用職員の給与については、人材の確保や定年の引上げに係るより円滑な人事管理の観点から踏まえたモデル給料表の作成を全国人事委員会連合会に働きかけていく。

高齢層職員の士気確保は非常に重要であり、各任命権者においては、高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を十分に活かし、意欲的に働き続けられるようモチベーションの維持・向上に意を用いる必要がある。

(5) 臨時・非常勤職員の任用等

本県においては、様々な分野で会計年度任用職員をはじめ、臨時・非常勤職員が任用されており、公務の円滑な推進に寄与している。

本県の会計年度任用職員については、昨年の本委員会の報告を踏まえ、不妊治療のための休暇の新設や産前・産後休暇、配偶者の出産補助休暇及び男性の育児参加休暇の有給化、育児休業等の取得要件の緩和等、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置が講じられている。

各任命権者においては、公務能率の向上を図る観点から、職務の内容や責任を適切に設定しその職に就く職員の能力を十分に引き出し、人材確保の観点からも、良好な勤務環境の整備を進める必要がある。また、会計年度任用職員の勤勉手当について、国は期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況等も踏まえ検討すべき課題としている。国の検討状況や他の都道府県の状況を注視しつつ総合的に検討していく必要がある。

(6) 公務員倫理の徹底

職員は県民全体の奉仕者であり、法令遵守に留まらず、公務員としての高い倫理観を持つことが求められている。

しかしながら、一部の職員による体罰やセクシュアル・ハラスメントなどの不祥事が依然として発生しており、公務全体の信頼に大きな影響を与えている。

一人ひとりの職員が認識を新たにし、自らの行動を厳しく律するとともに、各任命権者においては、不祥事の抑止のためにも懲戒処分の方針をより明確化するなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底を図らなければならない。

10 おわりに

(1) 人事委員会の給与勧告制度

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として設定されたものであり、地方公務員法に規定する給与決定の原則に基づき、適正な給与水準を確保する仕組みとして定着している。

また、公務員の勤務条件等について、県民に対する説明責任を果たし、理解と支持を得るための重要な役割を担っている。

さらに、この制度は、県政の各分野において職務に精励している職員の努力や成果に報いる一方、人材の確保や良好な労使関係の構築にも寄与するものである。

兵庫県は、「躍動する兵庫」の実現に向けて、新型コロナウイルス感染症対策・ポストコロナへの対応をはじめ、直面する様々な課題に職員が一丸となって取り組まなければならない。

県議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に理解を示され、職員の士気高揚、各自の持つ能力を十分に発揮できる職場環境の整備、中長期的な視点に立った人材の育成などに配慮いただき、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

(2) 管理職手当における給与抑制措置

本県では、本県の財政状況を踏まえ、管理職手当の減額措置が行われている。

これは、県議会の議決を経て制定された「県政改革の推進に関する条例」及び「兵庫県県政改革方針」に基づくものであるが、本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されている。地方公務員法に定める給与決定の原則と異なるため、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。

しかし、減額措置が長期にわたり常態化している。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるよう要請する。

(3) むすび

職員においては、長期化する新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、県民の安全・安心を確保するため、誇りと使命感を持って、日々の職務に精励していることに心から敬意を表す。

社会情勢が急速に変化し、先行きに対する不透明感が増す中であって、公務に対する県民の期待は大きく、真摯に努力を続けている職員の姿は高い評価を受けている。

今後も、県民の期待と信頼に応えるべく、引き続き職務に精励いただくようお願いする。

別表

人事院の給与等に関する報告等の概要 (R4. 8. 8)

I 職員の給与に関する報告・勧告

事 項	概 要
1 民間給与との比較	(1) 月例給 官民較差 921円 (0.23%) (2) 特別給 民間における支給割合 4.41月
2 給与改定の内容と考え方	(1) 月例給 ア 俸給表 ① 行政職俸給表(一) 民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定(平均改定率:全体 0.3%[1級 1.7%、2級 1.1%、3級 0.2%、4級・5級 0.0%、6級以上は改定なし]) ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし) (2) 期末・勤勉手当 4.30月→4.40月 引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保
3 その他の取組	(1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し 博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施 (2) テレワークに関する給与面での対応 テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討
4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備	<p>能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組</p> <p>令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【給与上対応すべき課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の誘致・確保 ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化 ・働き方が多様化する中で職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">【取組事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準 ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定 ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映 ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与 ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し </div> </div>

II 公務員人事管理に関する報告

事 項	概 要
1 人材の確保	<p>【課題】 民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な試験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要</p> <p>【対応】</p> <p>(1) 採用試験の見直し 受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定 また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定</p> <p>(2) 民間との人材交流の円滑化 民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討</p>
2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等	<p>【課題】 職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要</p> <p>【対応】</p> <p>(1) 研修を通じた人材の育成 マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進</p> <p>(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等 人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援</p>

事 項	概 要
<p>3 勤務環境の整備</p>	<p>【課題】 職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要</p> <p>【対応】</p> <p>(1) 長時間労働の是正 新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に関する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開 業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願</p> <p>(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討 学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討</p> <p>(3) 健康づくりの推進 職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充</p> <p>(4) 仕事と生活の両立支援 不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究</p> <p>(5) ハラスメント防止対策 幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討</p>

別紙第2

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第1の報告に基づき、所要の措置をとられるよう次のとおり勧告する。

I 改定の内容

1 給料表

給料表を別記のとおり改定すること。

2 期末手当及び勤勉手当

- (1) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.0月分（特定幹部職員にあっては1.2月分）とすること。
- (2) 再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.475月分（特定幹部職員にあっては0.575月分）とすること。
- (3) 任期付研究員及び特定任期付職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

II 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。

別記 行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	特10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	227,700	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	229,600	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	231,200	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	232,800	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	234,400	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	236,000	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	237,500	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	239,000	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	240,300	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	241,900	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	243,400	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	244,900	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	246,000	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	247,500	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	249,000	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	250,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	251,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	253,000	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	254,300	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	255,500	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	21	175,300	232,200	256,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	258,200	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	259,600	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	261,100	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	262,700	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	264,400	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	266,000	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	267,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	269,400	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	271,200	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	272,900	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	274,600	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	276,200	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	277,900	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	279,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	281,200	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	204,200	250,900	282,400	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	205,500	252,200	284,100	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	206,700	253,400	285,700	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	208,000	254,700	287,400	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	209,300	256,000	289,000	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	210,600	257,400	290,700	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
	43	211,900	258,600	292,500	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
	44	213,200	259,800	294,300	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
	45	214,300	260,900	295,800	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
	46	215,600	262,100	297,500	349,600	370,300	397,500	439,000	469,100		
	47	216,900	263,400	299,000	351,100	371,200	398,200	439,400	469,500		
	48	218,200	264,500	300,600	352,600	372,100	398,900	440,100	469,800		
	49	219,200	265,600	302,200	354,200	373,000	399,500	440,600	470,100		
	50	220,300	266,600	303,900	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	221,300	267,800	305,500	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	222,300	268,900	307,200	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	223,300	269,900	308,100	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	224,200	270,900	309,600	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	225,100	272,000	311,100	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	226,000	273,100	312,700	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	226,300	274,000	314,300	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	227,100	275,000	315,900	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	227,800	275,900	317,500	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	228,500	277,000	319,000	364,200	380,600	403,500	444,600			

	61	229,200	278,100	320,500	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	230,000	279,100	321,700	365,200	381,700	404,100	445,300			
	63	230,700	280,000	322,900	365,900	382,300	404,400	445,600			
	64	231,300	281,000	324,100	366,600	382,900	404,700	445,900			
	65	231,900	281,500	324,800	366,900	383,300	405,000	446,200			
	66	232,500	282,400	325,700	367,600	383,900	405,300				
	67	233,100	283,100	326,500	368,300	384,500	405,600				
	68	233,800	284,000	327,300	369,000	385,100	405,900				
	69	234,500	285,000	328,200	369,300	385,500	406,100				
	70	235,100	285,800	328,600	369,900	386,000	406,400				
	71	235,600	286,600	329,300	370,600	386,500	406,700				
	72	236,300	287,400	330,100	371,200	387,100	407,000				
	73	237,000	288,200	330,900	371,500	387,400	407,200				
	74	237,600	288,700	331,600	372,100	387,800	407,500				
	75	238,200	289,100	332,300	372,800	388,200	407,800				
	76	238,700	289,600	333,000	373,400	388,600	408,000				
	77	239,300	289,800	333,500	373,800	388,900	408,200				
	78	240,000	290,100	334,100	374,300	389,200	408,500				
	79	240,700	290,300	334,600	374,900	389,500	408,800				
	80	241,200	290,700	335,200	375,400	389,800	409,000				
	81	241,700	290,900	335,500	375,900	390,000	409,200				
	82	242,300	291,100	336,000	376,500	390,300	409,500				
	83	242,900	291,500	336,400	377,000	390,600	409,800				
	84	243,400	291,800	336,900	377,300	390,800	410,000				
	85	243,900	292,100	337,300	377,700	391,000	410,200				
	86	244,500	292,400	337,800	378,200	391,300					
	87	245,100	292,700	338,300	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	338,800	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	339,100	379,400	392,000					
	90	246,600		339,500	379,900	392,300					
	91	246,900		340,000	380,300	392,600					
	92	247,300		340,400	380,700	392,800					
	93	247,600		340,700	381,000	393,000					
	94			341,100	381,500	393,300					
	95			341,600	381,900	393,600					
	96			342,000	382,300	393,800					
	97			342,200	382,600	394,000					
	98			342,600	383,100						
	99			343,100	383,500						
	100			343,500	383,900						
	101			343,700	384,200						
	102			344,100							
	103			344,500							
	104			344,800							
	105			345,100							
	106			345,500							
	107			345,900							
	108			346,300							
	109			346,800							
	110			347,200							
	111			347,600							
	112			348,000							
	113			348,500							
	114			348,900							
	115			349,200							
	116			349,500							
	117			350,000							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医師・歯科医師職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100

再任用職員以外の職員	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	572,500
	67		470,400	522,100	573,400
	68		471,000	523,000	574,300
	69		471,300	523,900	575,200
	70		472,000	524,700	576,100
	71		472,700	525,600	577,000
	72		473,400	526,500	577,900
	73		473,800	527,300	578,800
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000		
	83		479,500		
	84		480,000		
	85		480,400		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

看 護 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	

再
任
用
職
員
以
外
の
職
員

	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	394,700	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	395,200	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	395,600	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	396,000	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	396,400	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	396,900	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	397,300	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	397,700	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300		
	107	291,600	322,200	354,400	372,800		
	108	292,100	322,700	354,700	373,300		
	109	292,300	323,100	355,200	373,900		
	110	292,600	323,500	355,700	374,300		
	111	292,800	323,800	356,200	374,800		
	112	293,200	324,100	356,700	375,300		
	113	293,500	324,500	357,200	375,900		
	114	293,700	324,900	357,700	376,300		
	115	294,100	325,300	358,200	376,800		
	116	294,400	325,600	358,600	377,300		
	117	294,700	325,800	359,000	377,900		
	118	295,000	326,100	359,400	378,300		
	119	295,300	326,500	359,900	378,800		
	120	295,700	326,700	360,400	379,300		

再任用職員以外の職員

[令和4年勧告]

	121	296,000	326,900	360,800	379,900			
	122	296,400	327,200	361,300	380,300			
	123	296,700	327,500	361,800	380,800			
	124	297,100	327,800	362,300	381,300			
	125	297,300	328,000	362,600	381,900			
	126	297,500	328,300	363,100	382,300			
	127	297,800	328,700	363,600	382,800			
	128	298,200	328,900	364,100	383,300			
	129	298,400	329,100	364,400	383,900			
	130	298,700	329,300	364,900	384,300			
	131	299,100	329,700	365,400	384,800			
	132	299,500	329,900	365,900	385,300			
	133	299,700	330,200	366,200	385,900			
	134	300,000	330,600	366,700	386,300			
	135	300,400	331,000	367,200	386,800			
	136	300,700	331,400	367,700	387,300			
	137	300,900	331,700	368,000	387,900			
	138	301,200	332,100					
	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
再任用職員以外の職員	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900	338,000					
	155	306,100	338,400					
	156	306,400	338,800					
	157	306,700	339,100					
	158	307,000	339,500					
	159	307,300	339,900					
	160	307,600	340,300					
	161	308,000	340,600					
	162	308,300	341,000					
	163	308,600	341,400					
	164	308,900	341,800					
	165	309,300	342,100					
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
	170	310,900						
	171	311,200						
	172	311,500						
	173	311,900						
	174	312,200						
	175	312,500						
	176	312,800						
	177	313,200						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、助産師、看護師及び准看護師である職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

警 察 職 給 料 表

職員 の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,900
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,300
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,700
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	478,000
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	478,400
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	478,800
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	479,200
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	479,500
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	

[令和4年勧告]

	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	455,000
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	455,200
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	455,400
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	455,800
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	456,000
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	456,200
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	456,400
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	456,800
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	457,000
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	457,200
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	457,400
	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	457,800
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	458,000
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	458,200
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	458,400
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	458,800
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	441,000	
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	441,300	
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	441,600	
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	441,800	
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	442,100	
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	442,400	
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	442,700	
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	442,900	
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100	425,500		
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500	425,800		
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900	426,000		
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200	426,200		
	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600	426,500		
	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000	426,800		
	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400	427,000		
	101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700	427,200		
	102	309,900	334,300	360,600	388,100	419,100			
	103	311,000	335,400	361,700	388,700	419,500			
	104	312,000	336,600	362,900	389,200	419,900			
	105	312,800	337,700	364,100	389,500	420,200			
	106	313,400	338,800	364,600	389,900				
	107	314,000	339,800	365,200	390,400				
	108	314,700	340,900	365,800	390,700				
	109	315,200	342,100	366,400	391,000				
	110	315,700	343,100	366,900	391,500				
	111	316,200	344,100	367,400	392,000				
	112	316,800	345,000	367,900	392,500				
	113	317,600	345,900	368,300	392,800				
	114	318,300	346,800	368,700	393,300				
	115	319,000	347,800	369,300	393,800				
	116	319,700	348,800	369,800	394,300				
	117	320,300	349,800	370,200	394,600				
	118	321,100	350,300	370,700	395,100				
	119	321,800	350,900	371,300	395,600				
	120	322,600	351,500	371,800	396,100				

再任用職員以外の職員

	121	323,200	351,800	372,000	396,500					
	122	323,500	352,200	372,500	397,000					
	123	324,000	352,700	373,000	397,400					
	124	324,500	353,100	373,400	397,900					
	125	324,800	353,500	373,900	398,300					
	126	325,100	353,900	374,400	398,800					
	127	325,600	354,400	374,900	399,200					
	128	326,100	354,800	375,400	399,700					
	129	326,400	355,200	375,700	400,100					
	130	326,700	355,600	376,200	400,600					
	131	327,200	356,000	376,700	401,000					
	132	327,700	356,400	377,200	401,500					
	133	328,000	356,600	377,500	401,900					
	134		357,100	378,000	402,400					
	135		357,500	378,400	402,800					
	136		357,800	378,800	403,300					
	137		358,100	379,100	403,700					
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300	381,400						
	143		360,800	381,900						
	144		361,300	382,400						
	145		361,600	382,700						
	146		362,100	383,200						
	147		362,600	383,700						
	148		363,100	384,200						
	149		363,400	384,500						
	150		363,900	385,000						
	151		364,400	385,500						
	152		364,900	386,000						
	153		365,200	386,300						
	154		365,700	386,800						
	155		366,200	387,300						
	156		366,700	387,800						
	157		367,000	388,100						
	158		367,500							
	159		368,000							
	160		368,500							
	161		368,800							
	162		369,300							
	163		369,800							
	164		370,300							
	165		370,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円					
再任用職員以外の職員	1	164,400	180,200	277,500	332,200	416,900	61	261,700	308,300	392,800	434,200
	2	165,900	182,300	279,700	334,400	418,700	62	262,600	310,700	394,300	435,500
	3	167,400	184,400	281,800	336,500	420,500	63	263,700	313,000	395,700	436,800
	4	168,900	186,600	283,800	338,500	422,200	64	264,500	315,200	397,300	438,000
	5	170,500	188,600	285,800	340,600	423,700	65	265,800	317,300	398,700	439,200
	6	172,400	190,600	288,000	342,400	425,200	66	267,200	319,100	399,600	440,400
	7	174,200	192,700	290,200	344,200	427,100	67	268,600	320,700	400,800	441,600
	8	176,000	194,800	292,200	345,800	429,000	68	270,200	322,300	402,100	442,800
	9	177,700	197,000	294,400	347,500	430,800	69	271,500	324,200	403,300	444,000
	10	179,800	199,600	296,100	349,600	432,600	70	272,800	326,300	404,500	445,200
	11	181,800	202,200	298,000	351,700	434,500	71	274,100	328,400	405,700	446,400
	12	183,700	204,800	299,700	353,800	436,300	72	275,400	330,400	407,000	447,600
	13	185,600	207,400	301,500	355,900	438,000	73	276,400	332,500	407,900	448,700
	14	187,700	209,100	304,000	357,900	439,900	74	277,600	334,600	409,100	449,300
	15	189,800	210,700	306,400	359,900	441,700	75	278,900	336,800	410,200	449,800
	16	191,900	212,400	309,000	361,900	443,600	76	279,900	339,000	411,400	450,300
	17	194,100	214,200	311,300	363,500	445,300	77	280,800	340,700	412,400	450,800
	18	196,400	215,800	313,700	365,400	447,100	78	281,800	342,900	413,400	451,400
	19	198,900	217,500	315,900	367,200	448,900	79	282,800	344,900	414,400	451,900
	20	201,200	219,100	318,500	369,200	450,700	80	283,800	347,100	415,300	452,400
	21	203,600	220,900	320,900	370,800	452,300	81	284,900	348,900	416,000	452,900
	22	205,200	222,800	323,100	372,700	454,000	82	286,100	350,800	416,800	453,500
	23	206,900	224,700	325,200	374,500	455,900	83	287,300	352,800	417,700	454,000
	24	208,600	226,600	327,200	376,400	457,600	84	288,500	354,800	418,500	454,500
	25	210,100	228,100	329,000	377,700	459,300	85	289,500	356,400	418,900	455,000
	26	211,600	230,100	330,700	379,500	460,900	86	290,600	358,300	419,500	455,600
	27	213,300	232,100	332,400	381,300	462,500	87	291,600	360,100	419,900	456,100
	28	214,900	234,100	334,100	383,200	464,000	88	292,800	362,000	420,500	456,600
	29	216,400	235,900	335,800	385,000	465,500	89	293,900	363,800	421,100	457,100
	30	218,100	238,600	338,000	386,900	466,800	90	295,000	365,500	421,400	457,700
	31	219,800	241,300	340,200	388,800	468,100	91	296,200	367,200	421,600	458,200
	32	221,500	244,000	342,300	390,800	469,400	92	297,400	368,800	421,800	458,700
	33	222,900	246,600	344,200	392,500	470,600	93	297,900	370,300	422,000	459,200
	34	224,700	249,400	346,300	394,200	471,300	94	298,900	371,800	422,200	
	35	226,500	252,000	348,500	395,800	472,000	95	300,000	373,300	422,500	
	36	228,200	254,700	350,700	397,600	472,700	96	301,200	374,700	422,700	
	37	229,700	257,000	352,400	398,800	473,300	97	302,200	375,800	423,000	
	38	231,500	259,400	354,500	400,300	474,000	98	303,300	377,200	423,300	
	39	233,300	261,900	356,400	401,700	474,700	99	304,300	378,600	423,600	
	40	235,100	264,100	358,500	403,100	475,400	100	305,400	379,900	423,800	
	41	236,800	266,600	360,400	404,800	476,000	101	306,300	381,200	424,100	
	42	238,500	268,900	362,400	406,200	476,700	102	307,400	382,500	424,400	
	43	240,100	271,100	364,300	407,500	477,400	103	308,500	383,700	424,700	
	44	241,700	273,200	366,300	409,000	478,100	104	309,500	385,000	425,000	
	45	242,900	275,300	367,600	410,600	478,700	105	310,100	386,300	425,300	
	46	244,200	277,500	369,400	411,900	479,400	106	311,000	387,400	425,600	
	47	245,500	279,600	371,000	413,400	480,100	107	311,800	388,700	425,900	
	48	246,600	281,500	372,800	415,000	480,800	108	312,600	389,900	426,200	
	49	247,900	283,800	374,300	416,700	481,400	109	313,500	391,300	426,500	
	50	249,300	285,500	375,900	418,100	482,100	110	313,900	392,300	426,800	
	51	250,500	287,400	377,500	419,700	482,800	111	314,300	393,400	427,100	
	52	251,900	289,200	379,100	421,200	483,500	112	314,800	394,400	427,400	
	53	253,000	290,600	380,700	422,900	484,100	113	315,400	395,300	427,700	
	54	254,200	292,700	382,400	424,400	484,800	114	315,800	396,300	428,000	
	55	255,500	294,700	384,100	426,000	485,500	115	316,300	397,400	428,300	
	56	256,500	296,900	385,700	427,600	486,200	116	316,800	398,500	428,600	
	57	257,800	298,900	386,900	429,100	486,800	117	317,400	399,200	428,900	
	58	258,500	301,300	388,400	430,600		118	317,900	400,100	429,200	
	59	259,600	303,500	389,800	431,800		119	318,300	401,000	429,500	
	60	260,600	306,100	391,300	433,000		120	318,800	401,900	429,800	

	121	319,300	402,700	430,100		
	122	319,700	403,600			
	123	320,200	404,400			
	124	320,700	405,200			
	125	321,300	405,800			
	126	321,600	406,500			
	127	321,900	407,200			
	128	322,200	407,900			
	129	322,400	408,500			
	130	322,700	409,000			
	131	323,000	409,400			
	132	323,300	409,800			
	133	323,500	410,200			
	134	323,700	410,500			
	135	323,900	410,800			
	136	324,200	411,000			
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	137	324,500	411,200			
	138	324,700	411,500			
	139	325,000	411,800			
	140	325,300	412,000			
	141	325,500	412,200			
	142	325,700	412,500			
	143	326,000	412,800			
	144	326,200	413,000			
	145	326,500	413,200			
	146	326,700	413,500			
	147	327,000	413,800			
	148	327,300	414,000			
	149	327,500	414,200			
	150	327,700	414,500			
	151	328,000	414,800			
	152	328,300	415,000			
	153	328,500	415,200			
	154	328,800	415,500			
	155	329,100	415,800			
	156	329,400	416,000			
	157	329,600	416,200			
	158	329,900	416,500			
	159	330,200	416,800			
	160	330,500	417,000			
	161	330,700	417,200			
	162	331,000	417,500			
	163	331,300	417,800			
	164	331,600	418,000			
	165	331,800	418,200			
	166	332,100	418,500			
	167	332,400	418,800			
	168	332,700	419,000			
	169	332,900	419,200			
再任用 職員		234,000	274,300	301,300	331,100	415,200

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

	121		391,700	419,300		
	122		392,500	419,600		
	123		393,200	419,900		
	124		393,900	420,200		
	125		394,500	420,500		
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
再	140		401,000			
任	141		401,300			
用	142		401,600			
職	143		401,900			
員	144		402,200			
以	145		402,400			
外	146		402,700			
の	147		403,000			
職	148		403,200			
員	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
	162		406,700			
	163		407,000			
	164		407,200			
	165		407,400			
	166		407,700			
	167		408,000			
	168		408,200			
	169		408,400			
	170		408,700			
	171		409,000			
	172		409,200			
	173		409,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

- 備考 1 この表は、中学校、小学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、同表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

任期付研究員給料表

特定任期付職員給料表

第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

